

令和4年12月1日

市立こども園・保育園の保護者の皆様へ

加古川市幼児保育課

インフルエンザに係る医療機関からの意見書の取扱いについて

今冬新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されており、医療機関の逼迫を回避するため、季節性インフルエンザに感染し、回復後登園する際に医療機関が発行する検査陰性の証明や治癒証明等の提出を求めないよう厚生労働省から通知がありました。

つきましては、厚生労働省作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、インフルエンザに感染し、登園を再開する際には医師の意見書を求めておりましたが、今後は、園におきまして、ガイドラインで示されている登園のめやす「発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること」を確認し、登園を再開させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○インフルエンザに感染した場合

【変更前】

登園を再開する際に、医療機関からの意見書が必要。

【変更後】

登園を再開する際に、医療機関からの意見書は不要。

インフルエンザを発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していれば登園可。

※この取扱いにつきましては、今後国の通知により変更されることもあります。